

下記の定例監査の結果に対し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、措置を講じた旨の通知がありましたので公表します。

平成28年6月22日

新庄市監査委員 大場 隆司

新庄市監査委員 新田 道尋

記

- 1. 監査対象 総合政策課の平成27年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について
- 2. 監査期間 平成28年4月27日～平成28年5月18日

監査の結果（指摘、要望事項）	措 置 の 内 容
<p>1. 業務委託契約のなかで、見積依頼した際の見積額が予算額を超えているものがあり、契約に支障をきたすことも有り得るため、予算額については十分精査のうえ、計上のこと。</p>	<p>1. 業務委託の予算については、特に業務内容に変更がなければ前年度契約を参考に予算措置をしていますが、ご指摘のとおり見積額が予算額を超えるものがありました。市営バス運転業務委託ですが、全国でバス事故が相次いでいることから、国土交通省では安全コストを運賃・料金に反映させた新たな運賃・料金制度に移行しています。また、運転手不足により人員を確保するため委託料は上昇傾向にあります。今後は、適正な予算額が確保できるよう、民間での動向を把握しながら、事務の執行に努めます。</p>